

奈良県告示第二百二十五号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十九条の規定により、令和三年十一月一日付けをもって次のとおり漁業権の免許をした。

令和三年十一月二日

奈良県知事 荒井正吾

漁業免許の内容の事前決定の公示番号	免許番号	漁業権者の住所、名称及び代表者の氏名	漁業種類	漁場の位置及び区域	漁業の名称及び漁業時期	存続期間
奈内共第五十八号	奈内共第五十八号	宇陀市室生三本松 室生漁業協同組合 代表者 勝田進 ほか一組合	第五種共同漁業	令和三年七月奈良県告示第百十二号 による公示内容のとおり	令和三年七月奈良県告示第百十二号 による公示内容のとおり	令和三年十一月一日から令和五年十月三十一日まで